



報道関係者 各位

令和元年9月4日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 川口 国雄

室長補佐 野崎 清隆

(直通電話) 0776 - 22 - 2691

### 福井県最低賃金を 829 円に引き上げます。

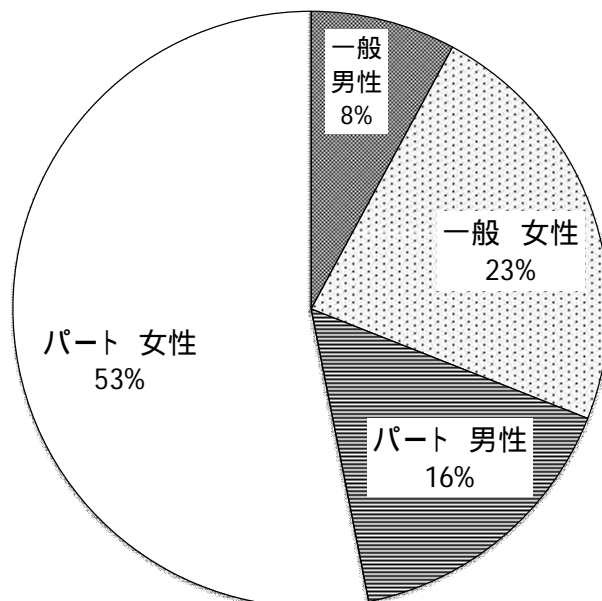
- 発効日は令和元年 10 月 4 日です -

1 福井労働局長（嶋田 悦郎）は、本日付けで官報公示を行い、令和元年 10 月 4 日から福井県最低賃金を現行時間額から 26 円引き上げ、1 時間 829 円に改正します。

福井労働局が本年 6 月に実施した最低賃金に関する基礎調査結果では、福井県最低賃金を 26 円引き上げることによる県内の影響は、約 11,640 人の労働者に及ぶと推定されます。

地域別最低賃金である「福井県最低賃金」は、福井県内の事業場で働く全ての労働者に適用され、福井労働局では、改正される最低賃金額について、あらゆる機会をとらえて周知することとしています。

### 最低賃金引き上げによる影響労働者の内訳



影響率: 9.7%

推定される影響労働者数  
約 11,640 人

2 最低賃金等の引上げに向けた環境整備のための支援策として、以下の助成金制度を設けています。

(1) 業務改善助成金

事業場内の最低賃金を 30 円以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、生産性向上のための設備・機器等の導入経費（業務改善経費）の一部を助成するもの。

(2) キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

有期契約労働者等の基本給にかかる賃金規定等を 2 %以上増額改定し、昇給を行った場合に助成するもの。

(3) 人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）

能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した企業に対して助成するもの。

(4) 人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）

雇用管理の改善を図る事業主が、「雇用管理改善計画」（以下「計画」という。）を作成し、当該計画に基づく設備投資を行い、計画開始前と比べて、一定の雇用管理改善（賃金アップ等）及び生産性の向上を達成した場合に一定額を助成するもの。

3 上記 2 の助成金制度のほかに、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「ふくい働き方改革推進支援センター」（電話 0120-14-4864）を設けています。

[ 参考 1 ]

最低賃金について

1 適用される労働者

福井県最低賃金は、福井県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

福井県最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は、最低賃金法第 4 条違反として罰則の対象となります。

2 最低賃金に算入されない賃金

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

[ 参考 2 ]

助成金制度のお問い合わせ先

上記 2（1）業務改善助成金 について

福井労働局雇用環境・均等室 電話 0776-22-0221

上記 2（2）キャリアアップ助成金

（3）人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）

（4）人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）について

福井労働局職業対策課 電話 0776-22-2683（助成金専用）